

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定期監査の結果について、市長から措置を講じた旨の報告があったので、同条第14項の規定により公表する。

令和6年2月29日

上越市監査委員 大原啓資

上越市監査委員 山川とも子

上越市監査委員 山田忠晴

記

第1 定期監査結果に基づく措置

別紙のとおり

## ○定期監査

【令和6年1月11日付け上監委第10号】分

指 摘 事 項	改善・対応措置【実施日】
	再発防止措置【実施日】
<p>○安塚地域産業振興施設管理運営費</p> <p>事業全般にわたり、相手方との契約内容の根拠となる契約書等について、原本が確認できないものが複数あったことを始めとするずさんな文書管理や、収入及び支出の両方で決裁が終了しないまま事務が進められている事案が多数あったほか、契約事務、検収事務、収入事務に関する不備も見られた。これらのことは、事務執行の基本をおろそかにしていることに起因するものであり、重大な事故につながるものが懸念されるものである。改めて基本的な事項を確認し、規則等に則した厳正な事務処理及び文書管理が行えるよう徹底するとともに、担当グループ内にとどめず、事務所全体で事務体制及びチェック体制の在り方を見直されたい。</p>	<p>○監査を受けての基本的対応方針</p> <p>この度の定期監査において、事務執行の基本をおろそかにしているとの指摘を受け、改めて基本的な事項を確認し、規則等に則した厳正な事務処理及び文書管理が行えるよう徹底するとともに、担当グループ内にとどめず、事務所全体で事務体制及びチェック体制の在り方を見直しました。</p> <p>具体的には、班長以上の職員を集め、監査結果を共有するとともに、文書事務及び契約事務に係るマニュアルに基づき研修会を行い、公文書の收受、起案・決裁、整理、保存等の文書事務を始め、見積期間、見積依頼業者数等の契約事務における事務処理について、改めて徹底しました。</p> <p>また、指定管理施設の管理や契約事務に係るチェックリスト等を新たに作成し、グループ長が中心となって、職責に応じた相互チェックを確実にを行うことを確認しました。</p> <p>個別の改善・対応措置や再発防止措置については、次のとおりですが、一過性な取組に終わらず、組織的に不断のチェックや見直しが行われるよう努めていきます。</p> <p>○改善・対応措置</p> <p>①雪中貯蔵施設温湿度モニターシステムリース料の契約書原本を紛失していたことについて、契約相手方に謝罪するとともに、今後の事務処理について協議を行った結果、契約相手方の事務処理の都合により改めて請書の提出を求めることとなりました。 【実施日：令和6年1月26日】</p> <p>②令和4年度エネルギー価格高騰に伴う補填における協定書（雪だるま物産館及び樽田そば処）の原本を紛失したことについて、契約相手方に謝罪するとともに、改めて協定書を取り交わしました。 【実施日：令和6年1月29日】</p> <p>③樽田公衆トイレ浄化槽維持管理業務における県と締結した維持管理協議書及び覚書の原本については、安塚区総合事務所南側書庫において、合併前の平成13年度の「契約書」綴にあったものを発見しました。この原本と当該施設の図面等の書類を一緒にまとめ、道の駅雪のふるさとやすづか設置に関する協定書綴に「永年保存」と明記した上で、浦川原区総合事務所保存することとしました。 【実施日：令和6年1月10日】</p>

指 摘 事 項	改善・対応措置【実施日】
	再発防止措置【実施日】
	<p>④雪中貯蔵施設利用者から提出された申請書の確認から調定票の起票、納期限の確認までの一連の事務処理について、チェックリストを作成し対応します。なお、利用申請書提出から利用開始までの期間が短く、利用開始後に納期限を設定しなければならない場合は、条例第14条第1項の規定に基づき、納入通知書発行日から10日以内の日を納期限として請求します。</p> <p style="text-align: right;">【実施日：令和6年2月1日申請分から】</p> <p>⑤令和4年度の指定管理施設において指定管理者から提出された各種申請書（利用料金申請や再委託申請、中間報告書や随時報告書等）の一部未提出について、市の確認不足を謝罪し、不足していた申請書を指定管理者から提出を受けました。また、令和5年度の各種書類についても一部未提出の書類があったことから、改めて提出を依頼し、全ての書類を整えました。</p> <p style="text-align: right;">【実施日：令和6年1月29日】</p> <p>⑥事務所内でのチェック体制の在り方について、各G長で監査指摘事項の情報を共有し、改善策を検討しました。</p> <p style="text-align: right;">【実施日：令和6年1月31日】</p> <p>○再発防止措置</p> <p>①仕様書の確認や見積書の提出依頼のほか支出負担行為何から契約書の締結といった一連の契約事務に関するチェックリストを作成し、産業グループの誰もが確認できるよう対応します。</p> <p style="text-align: right;">【実施日：令和6年2月1日から】</p> <p>②それぞれの指定管理施設において、伝票や月例報告などの綴が複数あり、一連の業務が把握しにくい状況にあることから、指定管理施設ごとに綴を一本化し、担当者に限らず誰もが確認できるよう改善します。</p> <p style="text-align: right;">【実施日：令和6年2月1日から】</p> <p>③今回の指摘のような原本の所在が確認できない維持管理協議書や契約書等は、他にありませんでした。今後は、業務を進める上で必要な契約書や覚書等の書類の原本を必ず確認することを徹底するとともに、書類の保管場所を詳細に記載した公文書リストを作成し、事務引継書に添付することで、確実に引き継いでいきます。</p> <p style="text-align: right;">【実施日：令和6年2月1日から】</p> <p>④雪中貯蔵施設、浦川原里山地域活性化センター等の使用に伴う使用料の徴収事務について、利用申請書の受理から使用料の納付確認までの一連の事務を誰でも確認できるチェックリストを作成・添付し対応します。</p> <p style="text-align: right;">【実施日：令和6年2月1日申請分から】</p>

指 摘 事 項	改善・対応措置【実施日】
	再発防止措置【実施日】
	<p>⑤仕様書に基づき、指定管理者から提出される申請書等の事務処理についてチェックリストを作成し対応します。</p> <p style="text-align: right;">【実施日：令和6年2月1日から】</p> <p>⑥産業 G で作成したチェックリストを各 G の業務にも活用し、事務所全体において同じ目線でのチェックを徹底します。今回の指摘事項及び昨年度の監査での指摘事項について、各事業の綴の一番上に綴っておき、誰もが目につくよう取り組むほか、事務引継の際は、監査の指摘事項のコピーを添付して確実に引き継ぐことを徹底しました。</p> <p style="text-align: right;">【実施日：令和6年2月1日から】</p>